

宝塚市住宅土砂災害対策改修支援事業補助金交付要綱

(目的等)

第1条 この要綱は、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号。以下「土砂災害防止法」という。）第9条第1項の規定により、本市の区域内に指定された土砂災害特別警戒区域（以下「特別警戒区域」という。）内にある住宅において、土砂災害対策改修を実施する所有者に対して補助金を交付することにより、住宅の安全の確保を図り、居住者の人命と財産の保護を図ることを目的とする。

2 宝塚市住宅土砂災害対策改修支援事業補助金の交付については、この要綱に定めるもののほか、補助金等の取扱いに関する規則（平成元年規則第19号）の定めるところによる。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 土砂災害対策改修 土砂災害に対する構造耐力上の安全性を有していない住宅に対し、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号。以下「令」という。）第80条の3の規定に適合する鉄筋コンクリート造等の外壁や塀等を設ける改修をいう。
- (2) 住宅 一つの世帯が独立して家庭生活を営むことができるよう、次に掲げる室、設備等の全てを有する建物又は建物の一部をいい、長屋、共同住宅、賃貸住宅及び店舗等併用住宅（店舗等の用に供する部分の床面積が延べ面積の2分の1未満のものに限る。）を含む。
 - ア 一つ以上の居室
 - イ 専用（共用の場合であっても、他の世帯の居住部分を通らずに、いつでも使用できるものを含む。以下この号において同じ。）の炊事用流し（台所）
 - ウ 専用のトイレ
 - エ 専用の出入口

(補助対象住宅)

第3条 補助事業の対象となる住宅（以下「補助対象住宅」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 宝塚市内の特別警戒区域内に存する住宅であること（特別警戒区域内外に住宅がまたがる場合を含む。）。
- (2) 建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「建基法」という。）第3条第2項の規定により、令80条の3の規定の適用を受けない住宅であること。
- (3) 現況において、建基法第9条に規定する措置が命じられていない住宅であること。

(補助対象者)

第4条 補助金の交付対象となる者は、補助対象住宅の所有者（法人を除く。）とする。

(補助対象経費)

第5条 補助の対象となる経費は、補助対象住宅に対して実施する土砂災害対策改修の工事（以下「補助対象工事」という。）に要する経費（以下「補助対象経費」という。）とする。

2 補助対象工事は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 補助対象工事に関して、国、地方公共団体（本市を含む。）等から他の補助金等の交付を受けていないこと。

(2) 補助対象工事に係る設計及び監理は、建築士法（昭和25年法律第202号。以下「士法」という。）第2条に規定する建築士が行うものであること。

3 前項第2号の建築士は、士法第23条に規定する登録を受けている建築士事務所に勤務しているものであること。ただし、同法第23条に規定する登録が不要である場合にあっては、この限りではない。

（補助金額）

第6条 補助金額は、補助対象経費に3分の1を乗じた金額又は500,000円（地形等により必要と認める場合においては1,000,000円）のいずれか低い金額（千円未満の端数を切り捨てた金額）とする。

（補助金の交付申請）

第7条 補助金の交付を受けようとする者は、補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画概要書（様式第2号）
- (2) 補助対象住宅の所有者が確認できるもの
- (3) 付近見取図（方位、道路及び目標となる地物を明示したもの）、配置図（特別警戒区域を明示したもの）、各階平面図、立面図、断面図、土砂災害対策改修の内容が確認できる図書及び外観写真
- (4) 構造図及び構造計算書等、令第80条の3の規定に適合することを確認できるもの
- (5) 令第80条の3の規定に適合することを確認した適合検討書（様式第3号）
- (6) 設計者の建築士の免許証の写し
- (7) 補助対象経費の見積書（補助対象工事に併せて、リフォーム等の他の工事を行う場合は、補助対象経費とその他の工事に係る工事費が内訳として分かるもの）
- (8) 当該改修に建築確認が必要な場合にあっては、確認済証の写し
- (9) 代理人が申請事務を行う場合にあっては、委任状
- (10) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 補助対象住宅の所有者が複数あるときは、前項の交付申請は、その代表者が行えるものとし、この場合にあっては、前項各号に掲げる書類に加え、申請者以外の所有者全員の同意書を添付しなければならない。

3 補助対象住宅が区分所有建築物であるときは、第1項の交付申請は管理組合（建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号）第3条に規定する区分所有者の団体をいう。）が行えるものとし、この場合にあっては、第1項各号に掲げる書類に加え、土砂災害対策改修を行うことについて決議を得たことを証する書類を添付しなければならない。

（補助金の交付決定等）

第8条 市長は、前条第1項の規定による交付申請があったときは、その内容を審査し、適当であると認めるときは、予算の範囲内において、補助金の交付の決定（以下「交付決定」という。）をし、補助金交付決定通知書（様式第4号）により当該補助金の交付の申請をした者に通知する。

2 市長は、交付決定をする場合において、当該補助金の交付の目的を達成するために必要があるときは、条件を付するものとする。

3 第1項の審査により補助金を交付しない旨の決定をしたときは、補助金不交付決定通知書（様式第

5号)により当該補助金の交付の申請をした者に通知する。

- 4 補助金の交付を受けようとする者は、第1項の規定による交付決定の通知を受けた後でなければ、補助対象工事に着手してはならない。

(申請の取下げ)

第9条 前条第1項の通知を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、当該補助事業を取り下げる場合は、補助対象工事が完了するまでに市長に補助金交付申請取下げ書(様式第6号)を提出しなければならない。

- 2 前項の申請の取下げがあったときは、当該申請に係る交付決定は、その効力を失う。

(交付決定額の変更)

第10条 補助事業者は、第8条第1項の規定により通知された金額(以下「交付決定額」という。)の変更を受けようとするときは、補助金変更交付申請書(様式第7号)に市長が必要と認める書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の申請があったときは、第8条第1項の規定に準じ決定を行い、その旨を補助金交付決定変更通知書(様式第8号)により、補助事業者に通知するものとする。

(実績報告)

第11条 補助事業者は、補助対象工事が完了したときは、補助事業実績報告書(様式第9号)に次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 工事実施確認書(様式第10号)
- (2) 補助対象工事の各工程の施工写真(設計図書通りに施工されていることが確認できるもの)
- (3) 補助対象工事に係る契約書の写し及び領収書の写し(補助対象工事に併せて、リフォーム等の他の工事を行う場合は、補助対象経費とその他の工事に係る工事費が内訳として分かるもの)
- (4) 補助金交付決定通知書の写し又は補助金交付決定変更通知書の写し(補助金交付決定変更通知書を受けた場合に限る。)
- (5) 工事監理者の建築士の免許証の写し
- (6) 当該改修に建築確認が必要な場合にあつては、検査済証の写し
- (7) 代理人が申請事務を行う場合にあつては、委任状
- (8) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

- 2 前項の書類は、補助対象工事が完了した日の翌日から起算して30日以内又は補助金の交付決定を受けた日の属する年度の3月1日のいずれか早い日までに提出しなければならない。

(是正のための措置)

第12条 市長は、補助対象工事の完了に係る前条第1項の実績報告があつた場合において、当該補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、補助事業者に対し、これらに従つて当該補助事業を遂行するよう必要な指示をすることができる。

(補助金の額の確定等)

第13条 市長は、補助対象工事の完了に係る第11条第1項の実績報告があつた場合において、その内容を審査し、当該補助事業が適正に行われたと認めるときは、補助金の額を確定し、補助金額確定通知書(様式第11号)により補助事業者に通知するものとする。

(補助金の請求及び交付)

第14条 補助事業者は、補助金を請求しようとするときは、前条の規定により補助金の額の確定の通知を受けた後に、補助金請求書（様式第12号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による請求に基づいて補助事業者に補助金を交付するものとする。

（交付決定の取消し）

第15条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- （1） この要綱の規定に違反したとき。
- （2） 補助金を当該補助事業以外の用途に使用したとき。
- （3） 交付決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき。
- （4） 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

2 市長は、前項の取消しの決定を行ったときには、その旨を補助金交付決定取消通知書（様式第13号）により補助事業者に通知するものとする。

（補助金の返還）

第16条 市長は、前条第1項の取消しを決定した場合において、既に補助金が交付されているときは、当該決定の日の翌日から15日以内の期限を定めて、補助金返還命令書（様式第14号）により、補助金の返還を命ずることができる。

2 市長は、やむを得ない事情があると認めるときには、前項の期限を延長することができる。

（加算金及び遅延金）

第17条 補助事業者は、前条第1項の規定により補助金の返還を命じられたときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額につき、年10.95パーセントの割合を乗じて計算した加算金を市に納付しなければならない。

2 補助事業者は、前条第1項の規定により補助金の返還を命じられ、これを期限までに納付しなかったときは、当該納付期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、当該未納付額につき、年10.95パーセントの割合を乗じて計算した遅延利息を市に納付しなければならない。

（帳簿の備付け）

第18条 補助事業者は、当該補助事業に係る収入及び支出についての証拠書類を整理し、当該補助事業が完了した年度の翌年度から5年間保存しなければならない。

（補則）

第19条 この要綱に定めるもののほか、宝塚市住宅土砂災害対策改修支援事業補助金の交付に関し必要な事項は、別に市長が定める。

附 則

（施行期日）

第1条 この要綱は、令和元年6月1日から施行する。

（失効）

第2条 この要綱は、令和3年3月31日限り、その効力を失う。